

浄化槽の建築確認申請 及び変更の取扱い

1. 建築確認申請での浄化槽の図書等について
2. 浄化槽の変更について
3. 浄化槽設置の扱いについて

平成 28 年 10 月改訂

四日市市建築指導課

1. 建築確認申請での浄化槽の図書等について

1-1 必要図書

排水に係る地元説明報告書は法的には必要ないが、設置後のトラブル防止のため提出をお願いしています。

保健所提出用には、「付近見取図」及び「建築物の平面図、配置図及び屋外排水配管図（排水の放流経路、放流先等）」を必ず添付してください。確認申請用は他の図書に添付されていれば、浄化槽の付属図書としては省略することができます。

(1) 法第 31 条第 2 項の規定により国土交通大臣が認めた屎尿浄化槽(工場生産浄化槽の認定品)を設けた場合

- 1) 浄化槽調書 [第 2 号様式 (その 2)]
- 2) 処理対象人員算定書
- 3) 付近見取図
- 4) 建築物の平面図、配置図及び屋外排水配管図 (排水の放流経路、放流先等)
- 5) 認定書の写し (該当するもののみ)
 - ① 浄化槽法第 13 条第 1 項の規定に基づく認定
 - ② 建築基準法第 68 条の 26 第 1 項の規定に基づき、建築基準法施行令第 35 条第 1 項の規定の認定 (国土交通大臣の認定を受けたもの)
 - ③ 建築基準法第 68 条の 10 第 1 項の規定に基づき、建築基準法施行令第 136 条の 2 の 11 第 2 号に掲げる一連の規定に適合するものであることの認定 (型式適合認定)
- 6) 排水に係る地元説明報告書
- 7) 浄化槽法定検査依頼受付書

(2) 法第 31 条第 2 項の規定により国土交通大臣が定めた構造方法(構造承認)を用いる屎尿浄化槽を設けた場合

- 1) 浄化槽個別・一般構造承認申請書 [第 2 号様式 (その 1)]
- 2) 処理対象人員算定書
- 3) 付近見取図
- 4) 建築物の平面図、配置図及び屋外排水配管図 (排水の放流経路、放流先等)
- 5) 浄化槽の構造詳細図
- 6) 浄化槽の仕様書 (容量計算、構造計算、電気シーケンスを含む)
- 7) 浄化槽の処理工程を明らかにした図書
- 8) 浄化槽調書 [第 2 号様式 (その 2)]
- 9) 排水に係る地元説明報告書
- 10) 浄化槽法定検査依頼受付書

本来、構造承認申請承認後、建築確認申請をすべきであるが、事務処理を円滑に進めるため、構造承認申請は建築確認申請と同時に申請する。

1-2 提出部数

正副各 1 部 + 保健所提出用 1 部 計 3 部

「浄化槽個別・一般構造承認申請書 [第 2 号様式 (その 1)]」は正本 1 部のみとなります。

2. 浄化槽の変更について

2-1 変更の区分

(1) 計画変更

- 1) 処理対象人員の変更
- 2) 設置場所で造られる現場打ちの浄化槽の機種変更（人槽変更の可否にかかわらず）

(2) 軽微な変更

- 1) 工場生産浄化槽の認定品で処理対象人員変更の伴わない機種変更（処理方法の変更も含む）

(3) 記載事項変更

- 1) 浄化槽工事業者の変更

2-2 必要図書

(1) 計画変更

- 1) 計画変更確認申請書（建築物）〔建築基準法施行規則別記第4号様式〕
- 2) 浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書〔第8号様式（その2）〕
- 3) 建築確認申請での必要図書 ※「1-1 必要図書」のうち変更に係る図書変更の場合、「浄化槽法定検査依頼受付書」は「浄化槽法第7条法定検査に係る変更届」に読み替えるものとする。

(2) 軽微な変更

- 1) 浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書〔第8号様式（その2）〕
- 2) 浄化槽調書〔第2号様式（その2）〕
- 3) 認定書の写し
- 4) 浄化槽法第7条法定検査に係る変更届

(3) 記載事項変更

- 1) 浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書〔第8号様式（その2）〕
- 2) 浄化槽調書〔第2号様式（その2）〕
- 3) 浄化槽法第7条法定検査に係る変更届

2-3 提出部数

正副各1部＋保健所提出用1部 計3部

保健所提出用は「計画変更確認申請書（建築物）〔建築基準法施行規則別記第4号様式〕」は不要になります。

※ 軽微な変更は、本来、完了申請時に提出する書類になりますが、浄化槽の場合は、その都度提出していただくことになります。

3. 浄化槽設置の扱いについて

浄化槽設置においては、浄化槽法、建築基準法及び四日市市浄化槽指導要綱その他関係法令及び条例の定めるところにより設置を行う。特に留意すべき事項については以下の通りになります。

3-1 基本事項の取扱い

人員は「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」により算定した人員とします。

性能、構造、設置等詳細の取扱いについては、次の図書によります。

- 1) 浄化槽の設計・施工上の運用指針 2015 年版
- 2) 浄化槽の構造基準・同解説 2006 年版

3-2 増改築等をする場合の既設浄化槽について

増改築や用途変更をする場合の既設浄化槽の取扱いについては、増改築等をした後の処理対象人員の増減により異なります。

(1) 処理対象人員が既設浄化槽の人槽を超えない場合

- 1) 既存が合併処理浄化槽
汚水処理性能が適法状態であれば、継続して使用できます。
- 2) 既存が単独処理浄化槽
汚水処理性能が適法状態であれば、継続して使用できます。ただし、合併処理浄化槽への設置変えの努力義務は課せられています。特に、昭和 55 年 建告第 1292 号より前の構造の単独浄化槽は、極力取替えをお願いします。

※ 平成 12 年改正前の昭和 55 年建告第 1292 第 1 第 1 号から第 3 号までの規定に適合する単独浄化槽は、既存不適格にならないよう規定されています。

(2) 処理対象人員が既設浄化槽の人槽を超える場合

- 1) 原則、既設浄化槽は使用できません。新たに合併処理浄化槽を設置する必要があります。
- 2) 次に該当する場合は、事前に協議の上、申し出により人員算定の緩和ができる場合もあります。何れも居住人員が浄化槽規模を超えず、浄化槽の機能が正常に運転され水質等に問題がない場合に限ります。

※ 人員算定の緩和できる場合

- ① 公共下水道工事が予定されている区域における 1 戸建ての住宅
既存浄化槽が単独、合併処理の有無にかかわらず、別紙 1 のとおり申し出により緩和できます。また新設の場合も緩和できます。
 - ② 1 戸建ての住宅の増築により、既存浄化槽の容量に不足が生じる場合
既存浄化槽が合併処理の場合に限り、別紙 2 のとおり申し出により緩和できます。
- 3) 算定人員不足により、一敷地に複数の浄化槽を設けることは原則できません。
ただし、特殊な事情により設けることができる場合もあります。詳細は、「3-3 敷地内に浄化槽を複数設置する場合について」参照。

3-3 敷地内に浄化槽を複数設置する場合について

一つの敷地内に設置する浄化槽は、複数設置すると、一方の浄化槽に負荷が偏り、それぞれの機能を損なう可能性があるため、原則として一基とします。ただし、次に該当する等困難な場合は、事前に協議の上、必要最小限の範囲において複数設置することができます。

(1) 複数設置できると認められる場合

- 1) 工場、事業所、ゴルフ場、公園、学校等で、敷地が広大なため又は敷地内の地形に高低差がある場合で、排水の処理が困難であると認められる場合。
- 2) 増築等の場合で、新たに更新すると過度の負担が発生する場合。例えば、大規模な浄化槽を新設してから時間が経過していないにもかかわらず、建築計画の変更により算定人員が不足になる場合。
- 3) 増築等の場合で、敷地の利用状況等から浄化槽の設置場所に制約がある等、浄化槽を更新することが困難と認められる場合。

(2) 複数設置する場合の浄化槽の性能

- 1) 排水が明確に分離され、かつ、それぞれの浄化槽について負荷の偏りを考慮した処理人員算定がなされていること。または、浄化槽の前段で流量調整を行う分流槽（分配槽）等の設置等により負荷の偏りが生じないように措置されていること。
- 2) 既存の浄化槽がある場合は、適法状態であり、かつ適正に維持管理されていること。

3-4 別敷地からの排出する汚水を共同で浄化槽により処理する場合について

一の敷地から排出する汚水は、当該敷地内の浄化槽で処理するのが原則であり、別敷地からの汚水を共同で処理することはできません。

ただし、共同住宅・長屋で建築基準法上複数の隣接敷地にある複数の建築物において、同一の所有者で維持管理上の責任体制が明確な場合は、事前に協議の上、共同で設置することができます。

第2号様式（その1）

個別
浄化槽 構造承認申請書
一般

年 月 日

建築主事

設置者 住所

氏名 印

下記の浄化槽については、昭和55年建設省告示第1292号の構造基準に適合していることの確認を申請します。

| | |
|----------------|-------------------|
| 告示区分 | 建設省告示第1292号第 〇 の |
| 人槽及び日平均汚水量 | 人槽 m ³ |
| 構造 | |
| 製造業者の住所及び氏名 | 住所 氏名 |
| 設計者又は連絡者住所及び氏名 | 住所 氏名 電話 () ー |
| 建築物の名称 | |
| 建築物の用途 | |
| 設置場所の地名及び地番 | |
| 用途地域 | |

(規格A4)

第2号様式（その2）

| | | | |
|--------------------------------------|--|-------------------|-------|
| 浄化槽調書 | ※確認済証交付年月日 年 月 日 | | |
| | ※確認済証番号 第 | | 号 |
| 1 設置者の住所及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) | 電話 | | |
| 2 設置場所の地名及び地番 | | | |
| 3 種類 | ① 国土交通大臣型式認定浄化槽（浄化槽法第13条） 名称 認定番号 認定年月日 ② 国土交通大臣の構造方法等の認定を受けた浄化槽 名称 認定番号 認定年月日 *上記のうち国土交通大臣型式適合認定を受けたものは、認定番号、認定年月日を記入 認定番号 認定年月日 ③ その他 | | |
| 4 処理方式 | ①分離接触ばっ気 ②嫌気性濾床接触ばっ気 ③脱室濾床接触ばっ気 ④回転板接触 ⑤接触ばっ気 ⑥散水濾床 ⑦長時間ばっ気 ⑧標準活性汚泥 ⑨その他（ ） | | |
| 5 処理の対象 | ①尿尿及び雑排水 ②尿尿のみ | | |
| 6 当該浄化槽において処理する尿尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積 | 用途 | 〔 名称 〕 | |
| | 延べ面積 | m ² | |
| 7 処理対象人員及び算定根拠 | 算定根拠： 人 | | |
| 8 処理能力 | イ 日平均汚水量 | m ³ /日 | |
| | ロ 生物化学的酸素要求量の除去率 | % | |
| | ハ 放流水の生物化学的酸素要求量 | mg/ℓ | |
| 9 放流先又は放流方法 | ① 側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥ その他（ ） | | |
| 10 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号 | 氏名又は名称 登録番号 | | |
| 11 着工予定年月日 | 年 月 日 | 12 使用開始年月日 | 年 月 日 |
| 13 その特記すべき事項 | | | |

※注 (1) ※印欄は、記入しないこと。

(2) 3欄、4欄、5欄及び9欄は、該当する事項を○で囲むこと。

(3) 8欄の日平均汚水量は算定根拠を別途添付すること。

(4) 13欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合には、その使用予定人員を記入すること。

第8号様式（その2）

年 月 日

建築主事

設置者 住所

氏名 印

浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書

年 月 日に申請した事項のうち、浄化槽に関して、下記のとおり計画を変更したいので、届け出ます。

| | | |
|------------|-----|--|
| 建築物の所在地 | | |
| 建築物の名称 | | |
| 建築確認年月日・番号 | | |
| 変更の内容 | | 1 機種・メーカーの変更 2 処理方法の変更 3 くみ取り便所から浄化槽への変更 4 浄化槽工事業者の変更 |
| 変更事項 | 変更前 | |
| | 変更後 | |

(規格A4)

(注意) 変更の内容は、該当する番号に○印をつけること。

(別紙1)

公共下水道工事が予定されている区域における住宅の浄化槽の取扱いについて(緩和)

公共下水道工事が予定されている区域における一戸建ての住宅の浄化槽の人員算定において、下記の条件を満足する場合、申し出により人員算定の緩和ができる取扱いをします。

1. 一戸建ての個人の持ち家住宅であること。
2. 既設の単独または合併処理浄化槽の機能は正常に運転され、水質等に問題がないものであること。(維持管理表、水質検査表等によりチェック必要)
3. 居住人員が既存浄化槽規模以内であること。
4. 居住人員が浄化槽規模を超える場合や、使用状況等の変化により水質に支障が生じた場合は速やかに取替え、または改善する旨を書面にて明らかにすること。
5. 公共下水道工事予定図で、下水道工事が予定されている区域であること。
(7年区域を除く。)
6. 公共下水道が供用開始になった場合には、速やかに接続替えすること。
7. 本来の JIS 算定により容量が不足していること、使用については特に水質等に支障が生じないよう、充分理解されるものであること。
8. 新設浄化槽についても適用する。

年 月 日

四日市市建築主事

建築主 住所

氏名

印

公共下水道工事が予定されている区域における 住宅の浄化槽について(申し出)

今般、申請の四日市市_____に住宅を建築するにあたり、JIS 算定基準表では_____人槽が必要となりますが、当建築場所は公共下水道が予定されている区域であり、それまでの間の居住人員が人であるため、下記の浄化槽にて建築確認をお願いします。

対象浄化槽（新設、既設の該当するものを○で囲む）

- ・ 新設浄化槽 _____人槽
- ・ 既設浄化槽 _____人槽（維持管理表又は水質検査表添付）

なお、居住人員が浄化槽規模を超える場合や、使用状況等の変化により水質に支障が生じた場合は速やかに取替え、または改善いたします。また公共下水道が供用開始になった場合には、速やかに接続替えすることを誓約いたします。

(別紙2)

住宅の増築により、既存浄化槽の容量に不足が生じる場合の取扱いについて(緩和)

一戸建ての住宅の増築により既存浄化槽の容量に不足が生じる場合に下記の条件を満足する場合、申し出により既存浄化槽の使用を可能とする取扱いをします。

1. 一戸建ての個人の持ち家住宅であること。
2. 既存が合併処理浄化槽であること。
3. 既設の浄化槽の機能は正常に運転され、水質等に問題がないものであること。(維持管理表、水質検査表等によりチェック必要)
4. 居住人員が既存浄化槽規模以内であること。
5. 居住人員が浄化槽規模を超える場合や、使用状況等の変化により水質に支障が生じた場合は速やかに取替え、または改善する旨を書面にて明らかにすること。
6. 本来の JIS 算定により容量が不足していること、使用については特に水質等に支障が生じないよう、充分理解されるものであること。

年 月 日

四日市市建築主事

建築主 住所

氏名

印

増築における既存合併処理浄化槽について(申し出)

今般、申請の四日市市_____に住宅を増築するにあたり、JIS 算定基準表では_____人槽が必要となりますが、既存合併処理浄化槽は_____人槽となっており容量に不足が生じます。しかし、別添資料のとおり、既存浄化槽の機能は正常で水質等に問題はなく、また、居住人員も_____人で既存浄化槽規模以内であることから、既存浄化槽にて建築確認をお願いします。

なお、居住人員が浄化槽規模を超える場合や、使用状況等の変化により水質に支障が生じた場合は速やかに取替え、または改善いたします。